2006.9

【国内の PL 関連情報】

米国産牛肉輸入再開について8割の人が安全性に不安

（2006年 8 月 12 日　東京読売新聞）

米国産牛肉の輸入が再開され一部の外食産業や小売店でも販売されているが、消費者の多くは購入について安全性の動向をうかがっている状況であることが新聞社の世論調査でわかった。

8月5，6日にかけて行われた、全国3000人を対象とした世論調査によれば、輸入解禁に慎重であるべきと答えた人が約6割、安全性について不安があると答えた人が約8割、また、外食や加工食品に対する原産地の表示の義務化が必要と答えた人が約9割にのぼるなどの結果が出ており、米国産牛肉に対する消費者の受け入れには、しばらく時間がかかることを示唆している。

ここがポイント

米国産牛肉のＢＳＥ問題を巡っては、米国内における品質管理体制が問題となり、本格的な輸入再開までかなりの時間を費やす結果となりましたが、この間、マーケットでは、オーストラリア産などの代用牛肉の受け入れが進んだこともあって、米国産牛肉の国内消費は厳しい状況になっています。

この問題に象徴されるように、近年、食の安全に対する消費者の意識は飛躍的に高まってきていますが、消費者の立場からは、原産地や使用添加物などを確認する方法は表示内容に依存するしかなく、企業としては、消費者に対して提供する情報の正確さをどのように保証するかがポイントになっています。

この点について、食品を扱う多くの企業ではトレーサビリティの強化・徹底を図っていますが、販売者としては、納入元などの取引先に対して情報の信頼性確保の取り組みを任せきりにするのではなく、自ら主体的に裏付けの確認作業を行うために、必要に応じ事前予告なしで査察を行うなど、自らトレーサビリティの実効性を確保するための取り組みが必要であるといえます。

2015年の実用化を目指し、自律判断できるロボットの開発を支援

（2006年8月21日　朝日新聞）

経済産業省は、周囲の状況変化を自ら判断して動くことができる次世代型知能ロボットの開発支援に乗り出す。2015年の実用化を目指し、大学や企業から開発計画を募り、開発費を助成する。

従来のロボットは事前に組み込まれた作業プログラムにより動作するため、あらかじめ用途や使用場所を決めて開発されたが、知能ロボットは、音声や画像などをセンサーなどで認識、自動的に分析して動くため、汎用化を図ることができる。

こうした知能ロボットの実用化が進むことによって、ロボット産業の市場規模が大きく拡大することが期待されている。

ここがポイント

日本のロボット産業は、これまで産業用ロボットを中心に発展してきました。産業用ロボットの安全性については、主に、労働安全衛生法で定める「隔離による安全」を義務付けることで保証されていますが、一般家庭等での使用も想定される知能ロボットが実用化された場合、人間との相互干渉が起きることが予想されるため、これに伴う事故の発生も懸念されます。こうした知能ロボットに対する安全性をどのように確保するかは非常に高度な判断が要求されるため、今後5年間で予定されている基礎的な技術開発においても重要な課題となります。設計上のPL対策の観点からは、エレベータの安全確保に関する最近の検討事例が示す通り、少なくとも制御系から独立した安全系の機能が必要になるといえます。

ロボット産業は実用化が見込まれる2015年には3兆円の巨大市場として期待されており、裾野が広く、多くの業種・企業が扱うことになると予測されます。実用化のためには、利便性に加えて、安全性の面でもこれまでの製品安全の知見を集大成した検討が進められることが望まれます。

経済産業省が安全対策の必要な12品目を公表、法改正も検討へ

（2006年8月29日　日本経済新聞）

経済産業省は、ガス湯沸かし器やシュレッダーなどで、重大な事故が相次いでいることを受け、特定の製品12品目を安全対策の徹底が必要として公表した。

具体的な対策としては、安全基準の厳格化や事故情報を速やかに消費者へ公表する仕組み作りなどを検討する。また、収集された事故情報が迅速かつ有効に分析・公表されなかったことが被害拡大につながったとの反省から、当局に対して製品事故情報の報告を義務づけるための法改正も検討する。

〈経済産業省が公表した安全対策が必要な 12 品目〉

シュレッダー

リチウムイオン電池（ノートパソコン用）

業務用蒸し器
業務用フライヤー（揚げ物器）
業務用エアコン
ガスコンロ
電気床暖房機
太陽光発電システム接続箱
インターネットモデム
ガス風呂釜
ガス器具の排気筒の設置不良等
浴室換気乾燥暖房機

ここがポイント

消費生活用製品にかかわる事故に関しては、安全確保の観点から、事故情報に関する早期報告制度の整備・強化が世界的な潮流になっていますが、我が国では、例えば電気用品安全法では１週間以内の事故報告を求めているものの、強制力はなく、シュレッダー事故ではほとんど報告が行われていなかったのが実態です。

こうした中、我が国においても、消費生活用製品に関する大規模な製品事故が頻発したことから、当局もこうした事態を重く受け止め、消費生活用製品全般を対象に、安全確保の向上を図るための総合的な制度の検討を進めています。しかしながら、そもそも対象となる製品が広範囲にわたることに加え、中小規模の事業者への適用の是非や、是正措置に関わる当局の権限のあり方など、解決しなければならない課題は少なくないといえます。

本件は、消費生活用製品安全法などの関連法案を改正する方向で検討作業が進められますが、早ければ、今秋の臨時国会で改正法が成立する見込みであるため、引き続き審議の動向を注視していくことが肝要です。

【海外の PL 関連情報】

鎮痛剤に係わるPL訴訟で被告医薬品メーカーの再審申し立てが認められる

サウスカロライナ州に住む62歳の男性が、鎮痛薬服用による副作用の結果、心臓病になったとして、医薬品メーカーを相手取り、損害賠償を求めて連邦地裁に提訴した。

原告は、勤務先を退職した後、被告メーカーの製品である処方鎮痛薬を31月間服用したために心臓病を患ったとして、「被告メーカーがその危険性を知りながら市場への供給を続け、医師に対しても適切な警告をしなかった」などと主張した。

陪審は5000万ドルの填補的損害賠償と100万ドルの懲罰的損害賠償の評決を下したが、被告は賠償額が不合理に高額であるとして、再審（注）の申し立てを行った。

これを受け一審の連邦地裁判事は、陪審評決の内容について、「被告は有責であること」、及び「懲罰的損害賠償金の額は妥当である」との判断を示したものの、填補的損害賠償に関しては、「原告は日常生活にほとんど支障がなく、また既に勤め先を退職していることなどの事情に鑑みれば、過去および将来の医療費、精神的苦痛に対する慰謝料、その他無形の損害を考慮しても補償的損害賠償金額の水準としては過度に高額過ぎる」との判断を示し、被告メーカーの申し立てを認め、再審を決定した。

（注）再審（New Trial）
評決が出された後に、陪審を入れ換えて同一裁判所で同一事件につき行なう事実審理のこと。敗訴側の申し立てにより判事が内容を吟味し認定するもので、主な認定条件としては以下の場合がある。
- 陪審説示の誤り
- 証拠採用の誤り
- 重要な新証拠の発見
- 証拠に拠らない評決
- 損害賠償額の行き過ぎ
- 陪審構成の違法
- 陪審判断に影響する外的事態
- 陪審審議中の不公正

ここがポイント

問題とされた鎮痛剤は、米国においてヒット製品になったものの、その後、重篤な副作用の問題が指摘されたことにより、２年前にメーカーが市場から引き揚げた経緯があります。

本件鎮痛剤については、全米各地で１万４２００件のＰＬ訴訟が提起されており、被告メーカーとしては提起されたＰＬ訴訟について１件１件戦っていくと表明していますが、連邦裁判所の扱う案件のうち、

被告側の申し立てにより再審が認められたのは本件が初のケースとなります。

今回、多額の填補的損害賠償額に対して、裁判所が否定的な判断を示しつつ再審を命じたことで、被告にとっては、今後本件訴訟を優位に展開することが期待できます。また再審の結果、填補的損害賠償額が大幅に削減された場合、金額の水準によっては、２００３年４月の連邦最高裁判決に基づき、填補的損害賠償額との倍率（原則として填補的損害賠償額の１０倍を超える懲罰的賠償金額は違憲）の観点から、懲罰的賠償金額そのものの見直しにもつながる可能性もあり得ます。

通常、原告勝訴の評決が出た後、評決そのものに不満がある場合は、本件のような「再審の申し立て」のほかにも、「評決無視の判決の申し立て」、「評決額減額の申し立て」の手続きをとることが認められています。これらの申し立てが認容されるかどうかは事案の中身によってケースバイケースですが、企業としては、事案が陪審審理に付された後も、審理のプロセスや評決の結果に不備がないかどうかを入念にチェック・評価した上で、こうした申し立ての手続きを有効に活用していくことが得策といえます。

ヘアオイルの指示警告上の欠陥を巡る争いで、被告メーカーが勝訴

米ミシガン州において、11ヶ月の幼児が、ヘアオイルを誤飲し、多臓器不全を起こして死亡する事故が発生した。本製品は8つの天然成分を含んだ髪への保湿効果を謳ったオイルであり、幼児は、親が目を離した隙にヘアオイルの容器のキャップを外していた。

本製品を購入した幼児の親は、商品のパッケージに「誤って飲むと危険であり、子どもの手の届かないところにおくように」との警告表示がなかったとして、メーカーに対して訴訟を提起した。

一審のミシガン州地裁は、「本製品を摂取することの危険性は、合理的で思慮分別のある使用者（“reasonably prudent user”）にとっては明らかであり、被告にとって幼児の誤飲は予見不可能であった」として、被告企業の主張を支持し、被告勝訴の略式判決を下したため、原告は控訴した。控訴審では、「本製品の誤飲による死亡の危険性は、合理的で思慮分別のある使用者にとって明白であったのか」という点についての判断を示さないまま、被告敗訴の逆転判決を下したため、被告メーカーはミシガン州最高裁判所へ上告した。

最高裁は、裁判官7名のうちの5名による多数意見として、「明白な危険とは、同様の状況下にある人にとって、一般的な常識で理解することが可能な危険性をいうものであり、こうした危険性につ

いては警告を怠ったとしても賠償責任を負うことはない」との見解を示した上で、「本件製品の容器にはヘアオイルとしての用途が明示されており、使用成分も記載されていることから、体内に摂取することが身体に悪影響を及ぼすことは一目瞭然であるため、この点に関する警告義務はない」として被告勝訴の判決を下した。

一方、反対意見を表明した2名の裁判官は、「たとえ当該製品を摂取することが身体に悪影響を及ぼすと認識している使用者でも、摂取により死亡に至る可能性を認識しているとは限らないが、多数派の解釈によれば、原告は死亡の可能性までをも認識すべきであったことになってしまう。」と多数意見に異議を唱え、「メーカーは製品のあらゆる危険性を把握した上で、使用者が認識していない危険性については、警告を行う必要がある。」との意見を表明している。

ここがポイント

現在、米国の多くの州では、「明白な危険に対する警告は不要」との法理が確立されています。一般に「明白な危険」とは、通常人が常識のレベルで払う程度の注意によって認識できる危険をいい、当該危険そのものが、「一般常識」として世間一般に根付いているかどうかがポイントとなりますが、何をもって「一般常識」といえるかどうかは、まさにケースバイケースで判断が分かれます。

本件についていえば、当該製品の用途や使用成分が表示上明らかであることを主な理由として、「明白な危険」を認定していますが、場合によっては「本製品は一般家庭での使用を前提としており、乳幼児による誤飲は予見可能である」との事実認定がなされ、被告敗訴の判断が示される可能性もあり得ます。

企業としては、「明白な危険」が認定されることを前提に安全レベルを設定するのではなく、原理原則に則り、まずは製品の本質安全化（本件製品でいえば、含有成分の見直し）や、追加予防策（本件製品でいえば、キャップのフールプルーフ設計）などの設計上のＰＬ対策の検討を行った後に、指示警告措置を講じるとの検討プロセスを踏むことが求められるといえます。

■株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。

PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　法務・環境部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 2006 by InterRisk Research Institute & Consulting, Inc.
本資料の全部または一部の複写・転写等に関しましては、お手数ながら
㈱インターリスク総研（03-3259-4283）まで事前にご照会下さい。

〈お問い合わせはこちらまで〉